

令和7年12月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和7年12月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和7年12月25日（木） 午後2時30分～
長浜市役所5階 教育委員会室

1. 開 会

2. 議 事

日程第1 会議録署名委員指名

日程第2 会議録の承認

11月定例会

日程第3 教育長の報告

日程第4 議案審議

案件なし

日程第5 協議・報告事項

協議報告（1）長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

協議報告（2）長浜市塩津小学校及び永原小学校の統合に係る指定体操服購入費補助金交付要綱の制定について

協議報告（3）長浜市木之本小学校及び伊香具小学校の統合に係る指定体操服等購入費補助金交付要綱の制定について

協議報告（4）令和7年12月定例月議会一般質問答弁要旨について

日程第6 その他

3. 閉 会

次回定例会 令和8年1月22日（木）14時30分～

長浜市学校いじめ問題対策委員会委員の委嘱について

【令和7年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
教育	元警察官（警察OB） 青少年育成アドバイザー	藤岡 昌行	令和7年12月1日～ 令和9年11月30日
教育	元長浜市立田根小学校校長（元校長） 木之本教育指導事務所	吉田 浩之	令和7年12月1日～ 令和9年11月30日

【(参考)令和6年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
教育	元長浜市立木之本小学校校長 (元校長)	中川 誠一郎	令和6年6月1日～ 令和8年5月31日

【(参考) 令和7年度就任】

専門分野	補 職	氏 名	任期
法律	彦根協同法律事務所（弁護士）	高橋 陽一	令和7年9月1日～ 令和9年8月31日
教育	元滋賀文教短期大学准教授 (学識経験者・スクールソーシャルワーカー)	小林 美保子	令和7年9月1日～ 令和9年8月31日
心理	元神戸親和女子大学学長 (臨床心理士)	山添 正	令和7年9月1日～ 令和9年8月31日

長浜市学校いじめ問題対策委員会規則より抜粋

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 弁護士
- (3) 臨床心理士
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は再任されることができる。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当：教育総務課
件名：長浜市塩津小学校及び永原小学校の統合に係る指定体操服購入費補助金交付要綱の制定について

第1 制定・改廃理由

令和8年4月1日から、塩津小学校と永原小学校が統合することに伴い、当該校に在籍する児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、統合に起因し新たに購入する指定体操服の購入に係る費用を全額補助するため、交付要綱を制定するもの。

第2 要点

- 補助金の交付対象となる者は、令和8年3月31日時点で塩津小学校又は永原小学校に在籍しており、かつ、同年4月1日以後は学校統合後の統合校に在籍することが見込まれる児童の保護者とする。
- 補助金の額は、次の指定体操服の購入費の合計額とし、対象児童1人につき27,000円を上限とする
 - 半袖及び半ズボン（対象児童1人につき各2着まで）
 - 長袖及び長ズボン（対象児童1人につき各1着まで）

第3 施行期日

令和7年11月10日から施行する。

第4 要綱の失効

令和8年3月31日限り、その効力を失う。

長浜市告示第336号

長浜市塩津小学校及び永原小学校の統合に係る指定体操服購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年11月10日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市塩津小学校及び永原小学校の統合に係る指定体操服購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、塩津小学校及び永原小学校の統合（以下「学校統合」という。）に伴い、新たに指定体操服を購入する必要が生じる保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和8年3月31日時点で塩津小学校又は永原小学校に在籍しており、かつ、同年4月1日以後は学校統合後の統合校に在籍することが見込まれる児童（以下「対象児童」という。）の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた指定体操服の購入費の合計額とし、対象児童1人につき27,000円を上限とする。

- (1) 半袖及び半ズボン（対象児童1人につき各2着まで）
- (2) 長袖及び長ズボン（対象児童1人につき各1着まで）

(補助金の交付申請等の委任)

第4条 補助対象者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領（以下「交付申請等」という。）を対象児童が在籍する学校の校長に委任するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた校長（以下「受任校長」という。）は、委任を受けた補助対象者に係る交付申請等を一括して行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 受任校長は、指定体操服購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指定体操服購入費補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 指定体操服購入に係る見積書の写し

(補助金の交付)

第6条 市長は、交付決定額の全額を概算払により交付するものとし、受任校長は、補助金の交付を受けようとする場合は補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出し

なければならない。

2 市長は、前項の請求書を受けた場合はその内容を審査し、適當と認めたときは補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第7条 受任学校長は、補助事業が完了したときは、指定体操服購入費補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 指定体操服購入費補助事業実績明細書（様式第6号）

(2) 指定体操服購入に係る納品書及び領収書の写し

(補助金額の端数計算)

第8条 規則第20条の3第6項の規定により、市長が別に定める補助金の額の端数計算方法については、補助金の額又は確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

(様式の特例)

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、この要綱に定める様式に修正を加えて、これを使用することができる。

(補則)

第10条 この要綱に定める事項のほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年11月10日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担当：教育総務課
件名：長浜市木之本小学校及び伊香具小学校の統合に係る指定体操服等購入費補助金交付要綱の制定について

第1 制定・改廃理由

令和8年4月1日から、木之本小学校と伊香具小学校が統合することに伴い、伊香具小学校に在籍する児童の保護者の経済的負担の軽減を図るため、統合に起因し新たに購入する指定体操服等の購入に係る費用を全額補助するため、交付要綱を制定するもの。

第2 要点

- 補助金の交付対象となる者は、令和8年3月31日時点で伊香具小学校に在籍しており、かつ、同年4月1日以後は学校統合後の木之本小校に在籍することが見込まれる児童の保護者とする。
- 補助金の額は、次の指定体操服等の購入費の合計額とし、対象児童1人につき28,000円を上限とする。
 - 半袖及び半ズボン（対象児童1人につき各2着まで）
 - 長袖及び長ズボン（対象児童1人につき各1着まで）
 - 体操帽子（対象児童1人につき1個まで）

第3 施行期日

令和7年12月11日から施行する。

第4 要綱の失効

令和8年3月31日限り、その効力を失う。

長浜市告示第349号

長浜市木之本小学校及び伊香具小学校の統合に係る指定体操服等購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年12月11日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市木之本小学校及び伊香具小学校の統合に係る指定体操服等購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、木之本小学校及び伊香具小学校の統合に伴い、新たに指定体操服等を購入する必要が生じる保護者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に定める事項のほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、令和8年3月31日時点で伊香具小学校に在籍しており、かつ、同年4月1日以後は木之本小学校に在籍することが見込まれる児童（以下「対象児童」という。）の保護者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じた指定体操服等の購入費の合計額とし、対象児童1人につき28,000円を上限とする。

- (1) 半袖及び半ズボン（対象児童1人につき各2着まで）
- (2) 長袖及び長ズボン（対象児童1人につき各1着まで）
- (3) 体操帽子（対象児童1人につき1個まで）

(補助金の交付申請等の委任)

第4条 補助対象者は、補助金の交付申請、実績報告、請求及び受領（以下「交付申請等」という。）を対象児童が在籍する学校の学校長に委任するものとする。

2 前項の規定による委任を受けた学校長（以下「受任学校長」という。）は、委任を受けた補助対象者に係る交付申請等を一括して行うものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 受任学校長は、指定体操服等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 指定体操服等購入費補助事業計画書（様式第2号）
- (2) 委任状（様式第3号）
- (3) 指定体操服等購入に係る見積書の写し

(補助金の交付)

第6条 市長は、交付決定額の全額を概算払により交付するものとし、受任学校長は、補

助金の交付を受けようとする場合は補助金概算払請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受けた場合はその内容を審査し、適當と認めたときは補助金を交付するものとする。

（実績報告）

第7条 受任学校長は、補助事業が完了したときは、指定体操服等購入費補助事業実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（1）指定体操服等購入費補助事業実績明細書（様式第6号）

（2）指定体操服等購入に係る納品書及び領収書の写し

（補助金額の端数計算）

第8条 規則第20条の3第6項の規定により、市長が別に定める補助金の額の端数計算方法については、補助金の額又は確定額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てないものとする。

（様式の特例）

第9条 市長は、特に必要があると認めるときは、この要綱に定める様式に修正を加えて、これを使用することができる。

（補則）

第10条 この要綱に定める事項のほか、補助事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年12月11日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

令和7年12月定例月議会一般質問答弁要旨

※ここに記載されている内容は教育委員会事務局で要約したものです。実際の答弁とは異なるところがあります。

■一般質問

1－1 学校薬剤師の処遇の環境整備について

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 学校薬剤師の重要性と役割について					
<p>学校薬剤師は、学校保健安全法第23条に基づき、大学を除くすべての学校に配置が義務付けられています。学校薬剤師は、学校の環境衛生に関する各種検査や、その結果に基づく指導・助言を行い、児童生徒が安全かつ快適に学校生活を送るための環境整備を担っておられます。そこで改めて学校薬剤師の重要性と役割についてお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>学校薬剤師は、学校保健安全法に基づき、学校の環境衛生および薬事衛生に関する専門家として、児童生徒が安全で快適な学校生活を送るために重要な役割を担っていただいております。</p> <p>学校の環境衛生の面では、空気環境の管理をはじめ、飲料水やプールの水質検査などを実施し、その結果に基づく適切な指導・助言を行っていただいております。</p> <p>また、薬事衛生の面では、市内の小中義務教育学校で実施している薬物乱用防止教室において、タバコが身体に与える影響、運動習慣の重要性、オーバードーズや危険薬物の危険性などについて講話いただくなど、児童生徒への啓発に大きく貢献していただいております。</p> <p>このように、学校薬剤師は、本市の子どもたちが将来にわたり健康な生活を送るうえで、欠くことのできない存在であります。</p>					

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 薬に関する知識向上の取組や啓発について					
<p>学校薬剤師は、学習中の教室内の温度・湿度等の調査、教室等の照明及び照明環境の調査、水泳プールの管理、飲料水の検査、薬に関する正しい使い方や薬物乱用防止教室等を実施し、学校での環境衛生の維持・管理の専門職として欠かせない存在となっています。そこで、改めて学校における児童生徒の薬に関する正しい知識の習得や薬の危険性の啓発の状況についてお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>本市では、担任や養護教諭による指導だけでなく、学校薬剤師や青少年センター職員、警察署生活安全課職員が講師となり、薬物乱用防止に関して科学的知見に基づいた適切な指導に取り組んでいるところです。</p> <p>令和7年度の本市の薬物乱用防止教室の実施状況については、市内全小・中・義務教育学校で実施予定となっております。</p> <p>薬物乱用防止教室では、麻薬や大麻などの違法な薬物の有害性や市販薬の過剰摂取であるオーバードーズなどの危険性についてだけでなく、薬の正しい服用の仕方等も子どもたちに伝えるとともに、誘われたときにきっぱり断ることの大切さや、困ったときの相談の仕方、相談するための専門機関についても指導しております。</p>					

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 学校薬剤師の専門性を活かす処遇等方策について					
<p>学校薬剤師が今後も安心して専門性を發揮し、子どもたちの健康と安全を支えるためには、処遇等の改善が必要と考えます。</p> <p>本市として、学校薬剤師の専門性を更に活かすための処遇改善についてお聞きします。</p>					

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(4) 学校薬剤師の報酬水準の見直しについて					
<p>本市の学校薬剤師の報酬（年額）は、平成 19 年を最後に 18 年間見直しが行われておらず、小学校の水準は滋賀県平均（19 市町平均 82,737 円）に対し、長浜市、米原市が 64,000 円であり、中学校の水準も滋賀県平均（19 市町平均 80,242 円）に対し、長浜市、米原市が 64,000 円であり、県下ワースト 2 位となっている状況です。</p> <p>さらに、小学校、中学校、高等学校に配置されている 38 名の学校薬剤師の活動に伴うガソリン代や通信費などの諸経費は個人負担であり、昨今の物価高騰によりその負担は増加傾向にあります。</p> <p>湖北地域では、学校医および学校歯科医の報酬が令和 8 年度から実施増額されることはありません。また、学校薬剤師の報酬も据え置きのままと聞いています。令和 8 年度以降の学校薬剤師の報酬水準の見直しについてお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>学校薬剤師の諸経費や物価高騰による個人負担増については、十分認識しております。</p> <p>また、学校医・学校歯科医についても、現在の報酬については、さらなる改善を検討すべき重要な課題と認識しております。</p> <p>本市としましては、学校薬剤師を含めた学校三師が安心してその専門性を發揮していただけるよう、報酬水準の在り方について検討を進めてまいります。今後、県内他市町の状況を踏まえるとともに、湖北保健所管内である米原市とも協議しながら、報酬額の妥当性を慎重に見極めてまいります。</p>					

1－6 園・学校看護師の報酬の見直しについて

質問者	矢守 昭男	答弁者	教育部長	担当課	幼児課
質問要旨					
(1) 園・学校看護師の報酬の見直しについて					
<p>児童生徒の健康状態の対応、衛生面の確保などされている看護師の報酬が低いとの声をお聞きします。病院看護師同様での勤務環境改善に対する支援、処遇改善や報酬の見直しとして地域医療介護総合確保基金の活用の中で対応できないのか考えをお聞きします。</p>					
答弁要旨					
<p>地域医療介護総合確保基金を活用した事業は、質の高い医療提供体制の構築と医療人材確保などを目的として幅広い取り組みが展開されておりますが、処遇改善や報酬の見直しは、この基金で対応することはできません。</p>					

しかしながら、長浜市における園・学校看護師の給与については、近隣他市と比べても低いと認識しており、人材確保の観点からも処遇改善は重要な課題として捉えております。
現時点で、園・学校看護師の処遇改善を目的とした補助事業などは見当たりませんが、国・県の動向も注視しつつ改善に向けて検討してまいります。

2－3 通学路の除雪について

質問者	押谷 正春	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 通学路変更に伴う除雪について					
びわ大橋が開通して橋の横断が大変危険ということで、姉川堤防の下を野寺町まで歩くよう変更されました が、変更後の通学路は除雪の対象とはなっていません。					
これまで除雪されていた道路を通学していたにも関わらず、変更後の通学路においては除雪されない状態でよいのかお伺いします。					
答弁要旨					
答弁要求なし					

4－1 長浜市の教育界の現況について

質問者	杉本 英一	答弁者	教育部長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
(1) 長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針について					
平成 27 年 3 月策定、令和 7 年 1 月改定された長浜市公共施設等総合管理計画の中で示されたとおり、学校施設の現状と課題・今後の具体的な方向性を検討するために、「長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会」が設置されました。長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に向けて今まで検討されてきた事、また、これから活動予定等を伺います。					
答弁要旨					
少子化が加速する中、子どもたちにとってより良い保育・教育環境を目指すため、中長期的な適正規模・適正配置に関する基本方針の策定を令和 6 年度から進めてまいりました。					
令和 6 年度には、学識経験者や関係団体、学校園の代表による「長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会」を開催し、学校園の視察やワークショップ等を行い、検討委員会の意見として令和 7 年 3 月に「長浜市が目指す将来の学校園の姿」に取りまとめいただきました。検討委員会は、令和 6 年度の第 8 回会議で終えていました。					
今年度は、この検討委員会からの意見を参考に、学校園の適正規模として、クラス替えができる規模を軸に基本方針の素案作成を進めてきました。					
この目指す規模を想定した場合、小規模校園の統合を進めることとなります。統合することで園区・校区が広くなり、通園・通学にかかる時間や手段に課題が見られます。					
このことは、今年度、西浅井地域と木之本地域の統合準備を進める中で明確となりました。この 2 地域についてはバスの確保はできましたが、今後、これ以上、バスの台数が増えると運転手の確保上、新たな運用は無理だと運行業者から聞いています。					
このままでは、統合を進めるが、通学手段を確保できない状況が生まれる可能性があるため、さらに検討が必					

要と判断し、策定期日を令和8年3月から令和8年10月に変更することを、11月の総務教育常任委員会で報告いたしました。

今後、通学手段の確保を中心に、関係部署とも幅広く検討し、より良い保育・教育環境の構築と質の高い保育・教育の実現を目指す基本方針の策定に努めてまいります。

質問者	杉本 英一	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(2) 令和7年度学校施設環境改善交付金の対処について					
令和7年度学校施設環境改善交付金の対処について、常任委員会でも説明がありましたが、再度伺います。					
答弁要旨					
学校施設環境改善交付金が現在不採択となっている事業は、浅井小学校、北中学校、湖北中学校第2期の長寿命化改修工事、西中学校の体育館屋根防水改修工事です。					
浅井小学校、北中学校につきましては、昨年に工事契約を締結し、施工中であるため、見込んでいました国からの交付金分を一般財源で補填して工事を継続いたします。					
湖北中学校の第2期工事となる北校舎（特別教室棟）の長寿命化改修工事につきましては、入札前の段階であったことから実施を見送り、交付金の一部採択のあったエレベーター設置工事と第1期工事の関連工事のみ実施いたします。					
見送ります長寿命化改修工事につきましては、今後の国の補助採択の動向も見ながら、部分的な改修での対応を検討してまいります。					
また西中学校体育館の屋根につきましては、今年度の実施は見送るものの、来年度以降で交付金の採択を待つて実施してまいります。					
なお、今回の不採択事案に対する国への要望といたしまして、今年の5月に市長から国へ直接要望するとともに、6月にかけて、全国都道府県教育長協議会、教育委員協議会、全国施設主幹課長協議会、全国公立学校施設整備期成会においても行っております。					
また、続く9月には教育長から直接文部科学大臣に要望するとともに、滋賀県市長会からも要望を行っております。					

5-2 多文化共生と排外主義について

質問者	高山 亨	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(5) 学校現場における多文化共生の人権教育について					
「日本人ファースト」「外国人は問題」を言えば言うほど、外国人はこの国で平穏とは違う不安感を持たれるのも当然ではないでしょうか。特に、外国人の子どもたちがどう受け止めているのか心配です。国籍がどこであれ、どのような言語・文化・宗教であれ、お互いの人権を尊重し合える関係であれば、交流や学びを通じて豊かな社会になるのではと思います。学校現場におけるこのような安心配は起きていないのか、またこうした中身での人権教育は大丈夫なのかを伺います。					
答弁要旨					
現在、学校現場では、児童生徒が国籍や言語、文化的背景の違いによって不安を感じることがないよう、多文化共生と人権尊重を基礎とした教育を進めております。外国にルーツのある子どもに限らず、誰もが安心して力を発揮できるよう、学校・家庭・地域と連携しながら、誰一人取り残さない教育の実現に向けて取り組ん					

であります。

現時点で「外国人だから」といった理由による深刻な不安やトラブルの報告は受けておりませんが、今後も一人一人の状況を丁寧に把握するよう努めてまいります。

10-6 小中学校保有のプールの補修状況等について

質問者	中川 勇	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(1) ひび割れ等によるプールの使用実態について					
市立北中学校のプールを一例としてあげましたが、市内の小中学校の保有プールの使用実態について、お聞きします。					
答弁要旨					
市内全小中義務教育学校 35 校中、プールがあるのは 30 校です。その内、老朽化により使用できない学校が 4 校 (S44 田根小、S49 東中、S49 南中、H4 浅井中)、現在漏水等により水位が若干低下する学校が北中学校を含めて 5 校 (長浜小、南郷里小、小谷小、永原小、北中) ございます。なお、水位が低下する原因については、ご指摘のプールのひび割れではなく、ろ過機の不具合によるものと考えております。					
プールのない学校 5 校 (高時小、伊香具小、びわ中、高月中、木之本中) および使用できない学校 4 校におきましては、近隣校のプールや B & G のプールを使用しております。					

質問者	中川 勇	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(2) ひび割れ等によるプール補修等への対応について					
小中学校保有プールのひび割れ等により、水位の一定保持が困難な場合は、プール使用時間が制限され、生徒児童のプール時間が十分確保できないことも想定されます。改めて、ひび割れ等によるプール補修等への対応について、お聞きします。					
答弁要旨					
水位の下がる原因につきましては、プールのひび割れではなく、ろ過機の配管の漏水によるものと考えられるため、来年の使用時期までに修繕等の対応をしてまいります。					
なお、現在プールの水位が下がるといった学校 5 校 (長浜小、南郷里小、小谷小、永原小、北中) につきましては、下がり方が僅かであるため、定期的に水を補給することにより使用は可能であり、授業に支障は出ておりません。					

12-1 生理用品の学校や公共施設へのトイレ設置について

質問者	橋本 典子	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 学校のトイレに生理用品を設置することについて					
令和6年3月定例月議会において請願書が提出され、その年の9月の常任委員会で対応に関する報告がありました。しかし、その対応は従来通りの保健室対応が基本で、ほぼ変わっていません。米原市では、令和3年度からモデル校実施をされ、令和6年度より市内の全中学校で予算もつけて本格実施されています。長浜市でも、まずは試行期間で実証しながら問題点を洗い出し、解決に向けて取り組んでほしいと思いますが、市の見解をお聞きします。					
答弁要旨					
令和6年9月の総務教育常任委員会でご回答させていただきました通り、生理用品の学校トイレへの常備については、考えておりません。					
本市としましては、児童生徒自身が自分の体の変化に気づき、それに伴って、自分の体に応じた生理用品等を準備しようとする自己管理能力の育成を教育の基本として重視しています。					
しかしながら、学校においては、緊急的に生理用品を必要とする児童生徒に対しては、従来通り保健室で対応することとしています。					
今後は、生理用品が保健室にあることや、困った時に申し出る方法を児童・生徒及び保護者に改めて周知徹底いたします。また、各学校に対し、プライバシーに配慮した対応が適切になされるよう指導を強化し、全ての児童生徒が安心して学校生活を送れるよう努めてまいります。					

12-2 人権としての性教育の充実について

質問者	橋本 典子	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 人権としての性教育の充実について					
小学校高学年頃から、初経、精通などが起こり、異性への関心が芽生えたり、中学生では、生殖に関する機能の成熟に対応した適切な行動が必要となることなど、身体の仕組みや変化を学ぶ性教育がされています。こうした性教育が中心ですが、一方で多様なジェンダーの視点での性教育はどうなっているのか、弱くなりがちな学習内容（性病やDV、LGBTQ）に関する具体的な取組についてお聞きします。					
答弁要旨					
本市では、児童生徒の発達段階に応じ、教育活動全般を通して、性教育、人権教育を行っております。					
小学校低学年では、自分や他者を大切にすることや違いを認め合うことを学び、多様性の基礎を育んでいます。					
小学校高学年から中学校では、多様なジェンダーの視点を取り入れ、互いの違いを尊重し合う学習を進めております。また、性病やDVについては、養護教諭による授業や外部講師による講座で学習しています。					
さらに、制服の選択制や個室トイレ・更衣室の改善、相談体制の充実など、誰もが安心して学校生活が送れるよう環境整備にも取り組んでおります。					
今後も、学習内容と環境整備の両面から、性教育・人権教育の充実に努めてまいります。					

13-1 クマ出没に対する対策について

質問者	鬼頭 明男	答弁者	教育部長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 小中学生に対するクマ対策と学習について					
市内小中学生がクマによる危険にさらされることを防ぐために、現在、具体的にどのような啓発活動を行っているか、また、さらなる取組の計画についてお伺いします。また、学校教育の中で地域の生物多様性や自然環境の重要性を学ぶ機会を提供し、クマの生態について理解を深めることが大切であると考えていますが、見解をお伺いします。					
答弁要旨					
本年度は全国的にクマの出没が多く、一部の地域では、クマによる人的被害も発生しています。このことについて、文部科学省から各都道府県宛にクマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について通知され、本市としましても市内小中義務教育学校保護者に対して迅速に通知し、注意喚起を行なったところです。					
本市では、クマ対策として、市内各校の管理職に市のメール配信サービスや公式LINEへの登録を促し、クマ情報を迅速に共有しています。					
また、クマ出没情報に基づき、市内各校には登下校時刻や下校方法の検討、通学路の見守り強化といった安全対策を徹底するよう指導しております。					
教育委員会として、地域の生物多様性や自然環境について学習することは、郷土愛の醸成と、野生動物等から身を守る危険回避能力の向上にも役立つものと考えます。現状、クマの生態に特化した学習は行っていませんが、滋賀県の事業である森林環境学習「やまのこ」などの取り組みを通じて、自然と人との関わりを総合的に学習しています。					
今後も安全対策を最優先とし、学級活動や道徳、総合的な学習の時間などを通じ、クマに遭遇した際の適切な対応について指導を行うとともに、市の関係部局等とも連携し、本市の子どもたちが安心して学校生活をおくることができるよう努めてまいります。					

13-2 食品ロス削減に向けた取組について

質問者	鬼頭 明男	答弁者	教育部長	担当課	学校給食課
質問要旨					
(3) 学校給食における食品ロス削減に向けた取組について					
令和5年12月定例月議会で、「食べ残しについては、年間で約15%、重さにして100トン以上、非常に多いというふうに感じております。このような中、魚料理や野菜料理など子どもたちが比較的苦手としている献立も味つけや見た目を工夫しながら食べ残しの削減に努めています。食べ残しの削減につきましては、学校、園に加え、家庭における食育指導が大変重要であるというふうに考えておるところでございます（抜粋）」との答弁でした。給食の提供量やメニューの工夫などしながら、食品ロスに向けて頑張っておられると思いますが、苦労もされているとお聞きしています。全国では、食品ロスに向けての様々な取組をされていますが、給食の時間が短いことも理由の一つと言われています。学校給食における食品ロス削減に向けた取組についてお伺いします。					
答弁要旨					
学校給食における食品ロス削減に向けた取組については、給食時間の確保や献立内容、味付けの工夫を行うほか、栄養教諭による食育指導を通じて、子どもたちが食事の重要性や食品を無駄にしないことを学べる場を提供しています。また、ランチメッセージや学校給食だよりを活用し、食品ロス削減への意識の向上を図るとともに、各学校と残菜状況を共有することで、改善活動を進めています。さらに、児童が提案した献立を積極的に採用することで、子どもたちが主体的に食べ残しゼロ活動に取り組める仕組みづくりにも力を入れています。加えて、					

学級閉鎖等により消費されることがなくなった食品については、フードバンクを活用するなどして有効利用を図っています。

15-2 小中学校の体育館の冷暖房化について

質問者	加納 義之	答弁者	市長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(1) 小中学校の体育館の冷暖房化について					
国の補助制度があるにもかかわらず、導入検討が進んでいない自治体が多いと聞きますが、本市のように広域で避難所機能を担う地域では、小中学校体育館の空調設備は、子どもの熱中症対策と災害時の住民保護の両面で重要です。そのため冷暖房化は優先課題だと思いますが、見解をお伺いします。					
答弁要旨					
小中義務教育学校体育館の冷暖房設備の整備につきましては、児童生徒の熱中症対策としての教育環境の確保に加え、災害時には避難所としての機能を向上させるうえでも極めて重要です。					
国におきましても「空調設備整備臨時特例交付金」や「緊急防災・減災事業債」により整備を後押ししており、本市におきましても国の制度や方針を踏まえ、積極的に導入を進めるべきと考えております。					
今後は、国の補助制度の活用も含め、整備に向けた実現性をさらに精査し、計画的な導入に向けて検討を深めてまいります。					

質問者	加納 義之	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(1) 小中学校の体育館の冷暖房化について					
国の補助制度があるにもかかわらず、導入検討が進んでいない自治体が多いと聞きますが、本市のように広域で避難所機能を担う地域では、小中学校体育館の空調設備は、子どもの熱中症対策と災害時の住民保護の両面で重要です。そのため冷暖房化は優先課題だと思いますが、見解をお伺いします。					
答弁要旨					
国が推し進めている体育館空調の整備につきましては、避難所機能として大変重要であり、また、近年の酷暑における子どもの熱中症対策としても有効であるとその重要性は認識しております。					
学校施設の整備におきましては、長寿命化改修や教室の空調設備の更新、漏水対策、LED化改修など老朽化した施設や設備を順次改修していく必要があります、国の補助金などを活用しながら計画的に実施しているところです。					
今後は児童生徒数の減少が見込まれるため、「学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針」や各施設の老朽度合を総合的に考慮しながら、体育館の空調整備も含め優先的に進める事業を検討してまいりたいと考えております。					

16-1 不登校支援について

質問者	村山 さおり	答弁者	市長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 学びの多様化学校について					
来年4月開校の「学びの多様化学校」ですが、教諭の人数は5名を予定されています。そこで、採用人数の根拠及び配置される教諭の採用基準について問います。					
答弁要旨					
学びの多様化学校は、不登校児童生徒の増加が続く中で、子どもたちが自分らしく学び直し、自信を取り戻すための大切な場であると考えております。					
令和7年4月現在全国に58校設置されておりますが、滋賀県では本市が初となり、すべての子どもたちに「安心して学べる居場所」を保障する、大きな一歩となるものです。					
今後、本市としては、学校の運営が安定し、子どもたちに最適な学びを提供できるよう、適切な教職員配置や、設置・運営に係る補助制度の充実について、県に対して積極的に要望してまいります。					
子どもたち一人ひとりの学びを支え、誰も取り残さない教育の実現に向けて、市として全力で取り組んでまいります。					

質問者	村山 さおり	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 学びの多様化学校について					
来年4月開校の「学びの多様化学校」ですが、教諭の人数は5名を予定されています。そこで、採用人数の根拠及び配置される教諭の採用基準について問います。					
答弁要旨					
教職員の採用および配置につきましては、任命権者である県教育委員会の権限に属するため、採用人数を含め、本市が独自の採用基準を設けて選考するものではございません。					
しかしながら、在校生徒の学習を確実に保障するため、国語、社会、数学、理科、英語の5教科の免許を持つ教員がバランスよく配置されるよう、現在、県教育委員会に強く要望しております。					
また、学びの多様化学校は不登校経験のある生徒を受け入れる特性を持つことから、教員の資質は極めて重要であると認識しています。一人ひとりの生徒に寄り添い、自校の教育活動に意欲を持って取り組める教員を配置されるよう、今後も県教育委員会と密に連携してまいります。					

質問者	村山 さおり	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 福祉との連携強化について					
切れ目のない支援のために、教育と福祉の連携強化は重要であると示されています。今現在の福祉との連携の状況と、今後の方針を問います。					
答弁要旨					
子どもたちの社会的自立にむけた切れ目のない支援は、本市の重要課題であると認識しております。					
特に本市では、義務教育終了のタイミングである中学3年生に対しては、卒業後に社会的孤立に陥らないよう支援を強化しております。具体的には、保護者の同意のもと、教育委員会と市の家庭児童相談室が連携し、卒業までに適切な福祉サービスや関係機関へのつなぎを行っています。この体制により、進路未決定やひきこもりの					

リスクを未然に防いでおります。

今後は、スクールソーシャルワーカーの活用を通じ、早期から保護者との信頼関係を築き、学校から福祉への円滑なバトンタッチを実現し、一人ひとりに応じた『切れ目のない支援』をさらに推進してまいります。

質問者	村山 さおり	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 校内教育支援センターの設置について					
様々な要因で学校に来られない児童生徒のためにも、多様な受け皿が必要だと思います。滋賀県内でも広がってきており、空き教室を利用した校内教育支援センターは児童生徒が自力で登校することが可能なため、受け皿として有効と考えますが、当局の考え方を問います。					
答弁要旨					
校内教育支援センターは、児童生徒の学校内での居場所として機能しており、きめ細やかな支援を行う重要な場であると認識しております。					
本市では、これまでから校内教育支援センターの設置を進め、担任や養護教諭を中心に、管理職も含め、その他の教員や支援員が連携して子どもたちの居場所づくりに努めてきました。					
今後も県に対して人員増員を要望するとともに、運営体制の充実を図り、児童生徒が心身ともに安心して過ごせる学校づくりに努めてまいります。					

16-2 学校園の在り方について

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
(1) 長浜市学校園の適正規模・適正配置に関する基本方針の策定に係る期日の変更について					
学校園における規模の適正化や、将来を見据えた適正配置の在り方、少子化に対応した活力ある学校園づくりの在り方を検討するため、これまで計8回にわたり「長浜市学校園の適正規模・適正配置検討委員会」が開催され、基本方針の策定に向けた議論が進められてきました。当初の予定では、11月にパブリックコメントを実施し、その後翌年3月に基本方針を公表される計画でした。しかし、11月の総務教育常任委員会において、策定期日の延長が報告されました。これまで委員会で検討が進められてきたにもかかわらず、この時期になって策定期日を変更するに至った理由として、具体的にどの部分を見直す必要が生じたのか問います。					
答弁要旨					
発言上位者への答弁を踏まえ、答弁要求なし					

16-2 学校園の在り方について

質問者	村山 さおり	答弁者	教育部長	担当課	教育改革推進課
質問要旨					
(2) 学校園における規模の適正化や適正配置の在り方について					
学校園における規模の適正化や適正配置は、施設の維持管理や教職員、保育士不足等の問題から喫緊の課題と考えますが、市のこの基本方針が変更になることはないか問います。					
答弁要旨					
基本方針に基づく学校園の再編・統合は、子どもたちの保育・教育の質の向上を第一に考えつつ、保護者や地域との十分な対話と合意形成を経て、段階的かつ着実に進めていくことが重要と考えます。					
策定を進めています基本方針は、長浜市の学校園が目指す将来の姿を実現するための中長期的な方針となりますが、社会情勢や地域の状況に応じ、必要となる場合には適宜見直しを行うべきと考えております。					

17-3 小学校の運動会について

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(1) 市内小学校の運動会が同一日に集中している現状について					
現在、多くの市内小学校で運動会の日程が重なっています。学校主体で決めていることは承知していますが、教育委員会としてどのようにお考えかお伺いします。					
答弁要旨					
運動会の日程につきましては、各学校が年間の教育活動全体を見通して決定しているものです。					
一方で、近年の気象条件を踏まえ、児童生徒の安全確保を最優先に日程を組む必要があることや、保護者等の参観への配慮から、結果として開催日が重なることはあるものと認識しております。					

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(2) 家庭・地域が参加しやすい運動会への改善について					
異なる学校に孫が通う家庭では同日の開催では参加できない（どちらにも参加したいのに、同日の開催では不可能）との声が多くあります。そうすることで、子どもの成長を見守る機会が失われています。教育委員会として、家庭・地域が参加しやすい運動会づくりにどう取り組むのかお伺いします。					
答弁要旨					
市内各校の運動会は、年間計画や気象条件、学校行事との調整を踏まえて学校ごとに日程を決定しており、その結果として同日開催となる場合があることは承知しております。					
教育委員会としましては、運動会が地域に開かれた学校行事の一つという認識のもと、家庭や地域への早めの日程通知や学校間での情報共有を図るよう、努めてまいります。なお、各学校において年度当初にHPにて年間行事予定を公開しております。					

質問者	藤井 登	答弁者	教育長	担当課	教育指導課
質問要旨					
(3) 教職員・保護者の働き方に配慮した日程調整について					
教職員の中には、勤務校と自分の子どもの学校の運動会が重なり、参加できない例があります。こうした実情に配慮し、日程に工夫を図る考え方があるのかお伺いします。					
答弁要旨					
教職員が我が子の学校行事に参加し、家族との時間を大切にすることは、ワーク・ライフ・バランスの観点からも重要であると認識しております。					
運動会の日程は学校裁量によるものですが、本市の今年度の状況を見ますと、6月から10月まで幅はあるものの、実際には多くの学校が10月初旬に集中し、結果として同一日の開催となっていることも承知しております。					
一方、近年は中学校を中心に平日開催が定着しつつあり、土日の行事重複の緩和や教職員の負担軽減につながることから、教育委員会としても有効な選択肢と考えております。					
今後も保護者や地域の参観等の事情も十分に考慮した学校の総合的な判断を尊重してまいります。					

18-2 学校施設長寿命化改修工事の重要性について

質問者	松本 長治	答弁者	教育部長	担当課	教育総務課
質問要旨					
(1) 学校施設長寿命化改修工事の重要性について					
本市の進める、これからを担う子どもたちの教育環境の整備として、長浜市学校施設等長寿命化計画を策定し、これまで学校施設整備を計画的に推進されてきたところです。					
このような中、令和7年度の当該事業にかかる国からの交付金が措置されないということが報告され、予定されていた工事の一部が延期されることとなりました。学校施設の整備については、子どもたちの学習教育環境の整備という観点だけではなく、地域の拠点として、また災害時の避難場所としても大きな役割を担っております。					
そこで、市の考える事業の優先順位として、この事業をどのように考えておられるのか伺います。					
答弁要旨					
学校施設の改修工事につきましては、漏水対策工事や空調設備の更新、照明のLED化など部分的に改修する工事や、校舎単位で壁や床、電気設備、給排水管など全てを一体的に改修する長寿命化改修工事などに区分されます。					
近年の酷暑が続く状況や令和9年には蛍光灯照明が製造されなくなる状況を踏まえますと、老朽化による教室の空調設備更新やLED化改修、漏水対策などは、教育環境に直結するものであります。そういった部分改修は、子どもたちの日常の安心と安全を守るため、喫緊に対応していく必要があります。					
一方、長寿命化改修につきましては、早め早めに計画的かつ予防的に改修することで、校舎の使用期間を延長し、将来的な支出を減らしていくものです。市内にある学校園55施設の多くが老朽化していることから、こちらも計画的に進めることが重要であると考えております。					
優先順位としましては、教室の空調設備の更新など早期に対応が必要になる部分改修工事がどうしても最優先となります。老朽化する施設を多く抱えている本市におきましては、長寿命化改修工事も計画的に行わなくてはならない事業でございます。いずれにしましても限られた予算の中で、国庫補助等を活用しながら実施してまいりたいと考えております。					